

# 基 調 講 演

# 「欧州の高等教育における最近の動向」

アルベルト・アマラル

ポルトガル / ポルト大学教授 兼 高等教育政策研究センター長

【アマラル】 本日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。国立大学財務・経営センターの皆様には感謝いたします。来ることができて大変うれしく思います。

残念ながら、お招きいただきましてプログラムを拝見したところ、当初は時間が違っておりまして、中身を変えなければなりません、理論的な部分は省きまして、もう少し欧州の制度の中身の話をしたいと思います。なるべくゆっくり、焦点だけ絞って話をします。

欧州で興味深いことがあり、ここ数年間、幾つかの改革が行われております。あらゆる改革は同じ傾向を見せています。当然、各地方、地域の違いは細かいところではありますが、改革の傾向は各国で共通しています。日本の傾向と比較してみたいと思います。

まず、経済のグローバル化の影響が強くなっております。経済政策の影響が教育の分野に強くなっています。イデオロギー、価値観が変わっている影響もあり、その結果、高等教育機関と国家、社会との関係も変わりつつあります。

また、公共政策を決定する際に市場メカニズムの役割が重視されています。職業教育が重視されています。職に役に立つのかどうか、企業が使いやすいかどうか強調されています。ボローニャ・プロセスが導入されていますので、雇用可能性、学生が企業への就職に役に立つのかということが重視されています。

教育界はプロレタリアート化しており、ガバナンスはより効率、効果性、経済を重視しています。マーガレット・サッチャーの時代に導入されたアイデアです。トップに権限を集中させており、従来の合議、同僚間で話し合うメカニズムは失われています。外部の利害関係者の役割が大きくなっています。ファンディングの方式も変わり、品質評価の方法も変わっています。

このような大きな変化が起こっていますが、時間が限られていますので、何枚か飛ばしていきたいと思います。これから、大きくどのような変化

が起こったか、欧州の高等教育機関の改革の話をいたします。

大きな傾向ですが、基本的な考えは、より教育機関を強化することです。それは合併再編による強化です。数を減らしながらそれぞれの機関を大きく強化することです。最近欧州各国で動きがあり、研究大学の数は抑えておく。その数少ない研究大学は世界レベルにし、競争力を強化し、既存の機関の強みを連動させる、数を絞るということです。

連動、連合にもさまざまな形態がありますが、左から始まります、例えば契約を締結する、これが最も弱いつながりです。一方で、純粋に合併をしてしまうという、一番右側、これが一番深い関係です。

各国を見てみますと、まずデンマークです。デンマークはトップダウンで合併再編が行われた好例です。そもそも政府が決定し、2007年1月1日をもって発効させる合併を決めました。政府系の研究機関13並びに12の大学が、たった3つの研究機関と8の大学に絞り込まれました。再編統合です。そして、昨年、2008年1月1日をもち、22の高等教育センターが8の地域大学、カレッジにまとめられました。コペンハーゲン大学、オーフス大学、デンマーク工科大学が新しいエリート機関の中心となることになりました。このように数を絞り、その1つ1つの機関を強化する動きがあります。

ノルウェーでは、トロムソ大学が最も若く規模が小さい大学ですが、トロムソ・カレッジと合併をします。当然カレッジのほうが小さく、ユニバーシティーのほうが大きいので、研究能力も、教育能力も大学として高まるのが期待されています。

フィンランドでも興味深い動きがあります。異なる複数のプロセスが同時に現在進行中です。トゥルク大学と、トゥルク経済・経営大学がコンソーシアムをつくることになり、いずれは完全で、純粋な合併となる可能性があります。クオピオ大

学、ヨエンスー大学がフェデレーション、連合をつくりつつあり、それぞれの強みを補完しようとしています。ヘルシンキ工科大学、ヘルシンキ経済経営学院、美術デザイン大学が、新しいテクノロジー、経済、デザインの学校をつくり、世界レベルの大学になろうとしています。

つまり、新しい機関は民法のもとでの最大になることが想定されており、当初は7億ユーロが基金として立ち上げられることが想定されています。フィンランドでは複数のプロセスが進行していますが、いずれの例を見ましても、再編統合、数を絞りながら新しい大きな組織をつくることが進んでいます。

オランダです。3つの工科大学がデルフト、アイントホーフェン、エンスヘーデにあります。この3カ所が自主的にフェデレーションをつくりつつあります。政府の支援を受けています。政府が、再編統合すれば、それぞれ追加ファンドとして5,000万ユーロを出すと公約しています。

ポルトガルです。新しい高等教育法が2007年11月に制定されました。その新しい法律のもとで再編統合が認められ、コンソーシアムづくりが推進されています。

フランスでも幾つかの動きがあります。計画された合併があります。ストラズブール、エクス・マルセユ、モンペリエ大学の合併が計画されています。つまり、ここに共通のトレンドがあります。

傾向として、より強い機関をつくるために連合をつくるか、再編統合をするということです。小さな機関を合併吸収、あるいは連合をつくるということです。ここに重要な政策を見て取ることができます。研究資源をより限られた数の大学に集中し、その限られた研究大学をグローバルな競争にさらすということです。

英国ではリサーチ評価が行われていますが、その結果、限られた強いところに資源が集中しております。もちろん、さまざまな評価結果が出ています。

ドイツでは、連邦政府がエクセレンス・イニシアチブ法という法律を導入しました。これにより、19億ユーロが配分され、ある特定の機関がグローバルなシーンで競合ができるように育成していきます。大体5から10のトップレベルの大学を選定し、この特別な19億ユーロの配分を受け、国際的な競争に邁進するようになるということになっています。

2006年5月、オーストリアの議会で新しい法律が制定され、科学技術工科大学ができました。当初は研究大学を設置する予定がありましたが、地元産業界のプレッシャーもあり、結局は科学技術工科大学に落ち着きました。公法のもとで法人格を持っていますが、大学院レベルでも最もレベルの高い研究をすることが期待されています。つまり、オーストリアでは高等教育機関に関する認証制度に移行しつつあるということです。

幾つか例を紹介しましたが、ヘルシンキの経済経営学院、また、オランダの工科大学の統合も申し上げましたが、幾つかの国において数少ない研究大学を絞って選び、グローバル競争で勝っていくようにすることが見てとれます。

ガバナンスにも変化が起こっています。準市場を設けて、この市場での競争を認める際には、マネジメントとガバナンスをより柔軟にする必要があります。機敏性を高める必要があります。よって、多くのヨーロッパの国々でも同じことが起こっています。権限を各機関のトップに集中させています。一般的に言いまして、カウンスル、評議会、理事会をつくり、数少ないメンバーが参加しています。

その評議会、もしくは理事会のメンバーの中には外部の人がかなりの割合を占めています。しばしば外部の人たちは半分を超えています。合議の主体は単なる諮問的な存在となっています。つまり合議の体制が変わっており、権限をトップ、学長等に集中する傾向が強くなっています。

オーストリアが1つの例です。多くの大学の理事会、評議会、ボードは5、7、9人で、セナー

テが12名から24名ほど、また、学部、局があり、副学長が4名ほどいます。

デンマークの例です。ただ、これはデンマークの方が先ほどいっしょり、午後お話しくさいますので、詳しくは言いません。

スウェーデンでも理事会があります。大半の外部のメンバーは、地域、あるいは財界の人たちであり、すべて大臣の任命を受けており、チェアマンも大臣の任命を受けています。内部のメンバーとしては副学長も参加していますし、職員、学生の代表者もメンバーに入っています。

ノルウェーでもたった11人の小さなボードです。ボードが大学の戦略、目的、期待、評価を決めていますし、財務諸表、あるいは予算に関する提案を行っています。ノルウェーについては、ほかにも形態が存在しています。学長が選任された場合には、学長が議長を務めます。もし大学が外部からCEOを導入し、学長に推されるということであれば、その学長は議長ではありません。ボードに報告を上げる立場になります。

後者のパターンが多くのヨーロッパの国々で選ばれています。学長を互選とするのではなく、外部からCEOを採用し、この人がボードに報告する形態がとられています。

フィンランドでは新しい大学法が準備されており、2010年1月1日発効の予定です。この内容は今ご紹介したのと同じ方向に進んでいます。

ポルトガルでは、最近の新しい教育法が導入され、高等教育機関の新しい枠組みもできております。ボードは大体15名から35名で構成されており、およそ30%は外部のメンバーです。その人数は規模の構成によって決まります。

フランスでも、マネジメントボードを50%縮小することが決まっています。

オランダでは評議員があり、5名から構成されており、大審が協議をして任命することになっています。ほかの全般的なトレンドですが、権限をトップに集中させることです。ボードはなるべく少人数にし、かなりの割合を外部のメンバーにす

ることが共通した特徴です。

また、もう一つの重要な要素とは大学の法的な地位です。大まかに申し上げますと、教育機関は国営の機関である、あるいは独立法人とみなすことができます。前者の場合、教育機関は国家統計局のような国営機関と同等に扱われます。そして、公務員の服務規則を遵守し、予算は公的資金で賄われます。場合により、国営機関などの特殊な地位を与えられる場合もあります。

そして、独立法人になるということは、より強力な自治権を得る手段を与えるということでもあります。その役割に対する法的義務を負うことも意味しています。そして、財団も独立法人という形態の1つです。これはOECDからの報告書の中にあります。

この独立法人にはさまざまな形態があります。法人化された理由、例えば会社になっている場合もあれば、そうでない場合もありますし、また、営利団体であったり、非営利団体の場合もあります。例えば、英国のすべての高等教育機関は独立法人です。そして、慈善組織としての身分を持っています。法人化しているものもあり、また、営利機関でない教育機関もあります。しかし、慈善組織は慈善を目的として利益を追求することができ、その目的で別の非慈善組織を設立することもでき、また、その利益は課税対象となります。

また、世銀が独立した大学のことについても触れています。英国やオーストラリアにおきましては、法的慈善、または非営利機関のいずれかで、国の関与や国家戦略に関連する規制を受けることなく、公的資金を供与されるだけであるとしています。

しかしながら、最近、ヨーロッパの傾向といたしまして、独立した法的地位を与える傾向があります。オーストリアでは、2002年に新しい法律ができ、大学に独立法的地位が与えられました。今も公法の管轄下にありますが、法的権利能力のない大学の機関ではなくなっています。大学は政府の許可を得ることなく、自由に雇用条件、学術プ

プログラム、また資産配分を決定し、そして資金の融資を受けることができます。また、随意契約によって職員を雇用することができます。これも非常に大きな変化の1つです。ヨーロッパでは、教授は官僚から公法のもとでの職員になるということです。

もう一点、非常におもしろい点は、民法下の財団法人としての大学設立があります。スウェーデンでは、チャルマース大学が1994年にできました。また、ヨンコンピン大学もそれに相当します。チャルマース大学は基金で設立されました。

しかしながら、ドイツの場合は大変興味深い状況です。1998年には、ドイツの連邦枠組み法が改正されました。それにより、16の州において、大学に対して新しく改正された法的地位が設けられるようになりました。最初の州としてこの制度を適用したのは、ロウワー・サクソニー州です。ロウワー・サクソニー州は初めてこの権限を行使しました。そして、ロウワー・サクソニー大学改革法が同州議会を通過し、大学は自治法人として法的に認められました。大学が財団法人になるのは自主的に決定されました。サクソニー大学以外にも5つぐらい大学があり、財団法人となっています。

ドイツの問題、また、このような財団をつくる上での問題は、やはり国が合理的な助成金を与えるのがなかなか難しくなるということです。ドイツの場合、このような寄附、あるいはエンターテインメントがなく、国は大学にいろいろな建物や、そのような不動産を与えるということですが、これはあまりいいアイデアではないと思います。

しかし、フィンランドでは、既に申し上げましたように、ヘルシンキで世界級の大学をつくるということで、既存の大学を統合して新しい財団をつくりました。

また、ポルトガルでは、新しい高等教育法のもとで公立の大学が司法のもとでの公益財団、公立の財団となりました。3つの大学がこの方法を使うことにしました。ポルト大学、アヴェイロ大学、

そして、リスボアにあります社会経済大学です。そうすることで、経営の自由度が増していきます。

しかし、公立大学を財団に変えるのは難しさもあり、特にドイツは例外ですが、公務員から財団の職員になるということで、職員の抵抗も考えられますので、今後の政府がこうした財団という形に賛同するかどうかわかりません。

これはどういう意味かご説明いたします。大学は一般的に財団となりますと、大学の教員は公務員でなくなってしまいます。司法のもとでの民間企業の職員となります。しかし、ドイツの場合、ドイツ法では財団は公務員を雇ってもいいことになっています。したがって、ドイツではその方法が使われました。国家のもとで大学が財団になり、教授陣が、教員が、司法のもとでの民間の職員になると、仕事をやめてほかのところに移ってしまうかもしれません。ですから、ドイツでは、財団でも公務員を雇っていいことになりました。

チャルマース大学の場合は状況が違いましたが、そこでも、教員で民間の職員になりたくないという人はほかの大学に移ることが許されました。難しいのは、ときどき政府が変わり、チャルマースでもその問題があり、財団になろうとしましたが、その数年後に政権が変わりました。新しい政権は財団という形を気に入らず、大学にとってさまざまな問題が起こりました。

例えば、現在チャルマース大学は建物を所有していません。大学には移転していません。新しい政権が財団という形式をとらなかったからです。また、最近の金融危機のため、このよう教育機関の基盤基金や株式などという形態をとると、リスクにさらされます。ただ、もっと自由を大学に認める傾向があります。独立した法的なステータスを与えるか、財団という形態をとることが認められるようになりました。

また、資金調達の変化ですが、市場の原理を導入し、そのような管理方法を導入しますと、市場で機関が競争するために自治力を与えなければなりません。消費者のためのマーケットが必要とな

ります。例えば価格を設定する自由も与えなければいけません。しかし、一般的にはそれはありません。大学は学費に上限を設けています。また、自由に市場にアクセスし、資源も自由に使えるようにならなければなりませんし、消費者側にも機関を選ぶ自由があるはずで

しかし、市場の中で自治を認めた教育機関が競争し合うと、国家がそこを管理するのが困難になります。研究機関の戦略は政府の目的、あるいは公益のために合致した戦略でなければならないからです。そして、ヨーロッパの改革で見られるのは、言葉上自治が認められると言っていますが、新しいメカニズムを導入して政府がやりたいことをさせるような統制が働いています。

新しい資金のメカニズムを導入すると、成果主義の契約があります。つまり、拘束力のある契約を結び、相互に合意した目的に沿って成果を評価するという方法がヨーロッパでは広まっています。契約を結ぶことで、機関の中で、ある機関がどうするかということを政府がコントロールしますので、そうすることでこういう契約を持つほうがいいわけですし、やりたいこと等を監視していく必要があります。したがって、中期的な目標を政府と大学で交渉によって決め、成果主義の契約というのが1988年、初めてフランスで導入され、その後、フィンランド、スイスが1990年代に導入し、オーストリアも2002年に導入しました。

このリストを見ていただきますと、ごらんのように成果主義の契約を設けることで、政府は高等教育機関の成果を細かく規制することができます。フィンランド、デンマーク、フランス、スイスや、スペインのさまざまな地域、あるいはドイツのさまざまな州、そしてポルトガルでこの方法がとられています。

こうした契約には非常に詳細にわたるものがあります。例えばカナリア諸島での契約は地元の教育大臣と結ぶ必要がありますが、非常に詳細なもので、事実上、教育機関に与えられた自治がほとんどなくなってしまっています。そうした意味で、

ある意味ではパラドックスがあります。研究機関、教育機関は自由であり、市場の原理に基づくべきだという議論が一方でありますが、市場に任せると研究機関が、政府がやりたいことをさせるために、政府が介入できなければならないという論理になります。

研究機関に対する統制が増えている1つの分野が品質保証です。ヨーロッパでは、品質保証活動がアメリカにおくれて導入されています。Neaveが1988年に言った評価国家の出現が見られ、これは1980年代後半のことですが、これによって教育の質に対する人々の関心が高まりました。

また、大衆化、民間での雇用、市場での統制により、官僚の規制にかわる措置となる評価国家が生まれました。

最近の文献では、これが法的な均質性の原則とも呼ばれていますが、ほとんどの大学卒業生の採用は国家であり、国家が主な雇用主となりました。市民すべてで、大学学位を持っている人が同じ状況のもとで公的な職業を得るように、すべてのシステムで平等に教育が与えられなければなりません。

私は60年代ポルトガル科学工学の学生でした。科学工学プログラムというのは、どの大学でも同じ構成でした。ヨーロッパのほとんどの国でも同じです。ドイツ、フランス、スペインやイタリアの5、6年前の状況を見ますと、ほとんどのカリキュラムの構造というのは大学が決めるのではなく、中央で政府、あるいは中央の委員会が決めていたものでした。

一方で、スペインでは、単位の80%は国で決められており、大学は20%分しか決める自由度が与えられていませんでした。市場の競争を導入すると、今まであった法的な均質性の原則から評価国家という原則が導入されたのです。そして、こうした高等教育機関で全般的に信頼が薄れる傾向が見られています。最近では質の保証システムが導入されていますが、公務員がきちんと仕事をしていない、効率がよくない、また、例えば病院の医師

もきちんとやっていないという全体的な見方があり、信頼が薄れたと。その結果、質を評価するシステムが導入されました。

また、最近導入されたヨーロッパの質の保証システムというのは、質を評価するのではなく、アクレディテーションに基づいています。ドイツ、オーストリア、ノルウェー、ポルトガルがそうです。こうした研究機関に対する信頼が失われたということで、質の評価からアクレディテーションに移りました。私から見ると、質の評価、質が向上し、そして説明責任が高まると思います。

しかし、ヨーロッパでは、オランダ、フランダースとポルトガルで質のシステムが高等教育機関の団体によって行われました。アメリカでは、機関の評価というのはその地域の高等教育の機関が行っていますが、ポルトガル、フランダース、オランダでは、品質保証システムというのは高等教育協会、団体によって行われていました。これらの団体がアクレディテーションする機関にとってかわりました。

ヨーロッパの政策では、ヨーロッパのアクレディテーション・システムを導入するというものがあり、まずは教育機関がそうした評価機関から全く独立していなければならないという原則があります。ですから、アメリカの地域のアクレディテーションという方法がヨーロッパや、ヨーロッパの登録制度の中で認められました。

それが進化しております。1991年に始まりましたが、オランダがEUの議長国をしていたときでした。そのときに初めて質を評価する制度を導入するというアイデアが出てきました。また、ボローニャ宣言によって質の管理に道が開かれ、これによって欧州の基準、ガイドラインというものが2006年のロンドンの閣僚会議で導入されることになり、また、認証された機関の欧州登録制度が始まることになりました。

欧州委員会の考え方としては、さまざまなアクレディテーションの機関が必要であるということです。これは、公的、あるいは民間でもいい、国

内、国際機関でもいい。そして、それらのヨーロッパのレベルで認証を得た機関の登録制度が必要であると言われていています。今ブリュッセルに登録機関があり、原則としてすべての機関が登録しなければなりません。さまざまな国の大学が使うためには登録の必要があります。

ポルトガルの大学は、例えばスペイン、イタリア、あるいは英国のアクレディテーションの機関で認証を受けることができます。認証機関が欧州登録されていればいいのです。したがって、品質評価という原則から質を向上させるために、説明責任がもっと大事な制度に変わってきました。その考え方は、欧州高等教育圏という階層化した考え方と合致しています。つまり、多数の機関があり、国際的なレベルでも非常にすぐれた機関があれば、地域、地方のレベルがふさわしい機関、研究大学を認定する機関、あるいは教育機関専門のところもあるということになります。

ですから、あるヨーロッパの国の大学がアクレディテーションを得たい場合は、ある機関を選び、その機関を選ぶことで、システムの中での自分のランクをみずから決めることになります。そこで伝統的なヨーロッパ諸国の考え方で、すべての国立大学が同じであるというシステムから、もっと階層化したシステムに変わります。

また、ヨーロッパの改革がすべて同じ方向になぜ向かっているかということですが、例えばOECDとか世銀といった国際機関の影響もあります。ヨーロッパでは、世銀はあまり影響力はありませんが、欧州連合や欧州委員会が重要な役割を果たしています。欧州連合が高等教育に介入する際の法的な根拠というのは、教育は国内的にセンシティブな領域であると今までされておりましたが、欧州共同体の教育、特に高等教育の中での役割は今増大してきております。特に、この分野での欧州共同体の役割を再定義する手段というのがボローニャ・プロセス、リスボン戦略の実施です。

これをご説明しますと、ヨーロッパの政策の導入の仕方としては、国家がその権限の一部をブリ



ュッセルに移譲しています。これによってユーロが例えば金融面では導入されました。そして、欧州委員会は欧州裁判所が導入している欧州全域に関する法律を導入します。しかし、教育、社会保障、雇用などといった分野では、欧州条約のもとでは、それぞれの国内の権限であるとしています。

ですから、ヨーロッパでは高等教育について欧州連合として法律を導入することはできません。そこで、ソフトローというメカニズムが導入されています。あるいは、この調整のオープンな方法が導入されています。つまり、欧州条約で保護されている分野で、各加盟国の責任であるとして保護されている分野に何か新しいメカニズムを導入したいときは、調整をするためのオープンな方法を導入しなければいけません。

例えばボローニャ・プロセスの場合は、ヨーロッパ諸国が中期的な目標で合意します。中期的な目標、つまり2010年までにすべてのヨーロッパの高等教育機関は、2プラス3、あるいは2プラス4という構造をとらなければいけないという内容です。

そして、さまざまな国がその目的を遵守するためのメカニズムがあります。例えば2年ごとに報告書を欧州閣僚評議会に出して、十分に進捗が見られない国に関しては非難されます。そうすると、個々の政府としては、ある一定の期間内に目標を達成するための政策を導入する必要があります。そこで、高等教育の場合は、ソフトローという領域に移ってきています。欧州法というものはありません。ボローニャ宣言も、これは法律ではありませんし、合意でもありません。

しかし、欧州共同体では文言の書き方で非常にデリケートに重みづけをした言葉を用いておりますし、また、加盟国が合意できない基本的な目標、優先順位に関しましては、そっとそれを迂回するような、通り越すようなデリケートな文言を使っています。つまり、25カ国の加盟国があると、その法的な文書というのは慎重に文言を考える必要があるのです。時には、欧州裁判所に行って法

の解釈が必要となりますが、欧州裁判所の判決というのは拘束力があり、各国が受け入れることが難しいこともあります。

しかし、ボローニャ宣言というのは影響力を拡大する絶好の機会です。ボローニャ・プロセスで欧州委員会がいち早く中心的な役割を果たし、経済合理性が重要な要素となっているリスボン戦略、ボローニャ宣言を結びつけることで一貫性を確保した例です。

欧州委員会は、大学は新たな知識社会にとって不可欠な要素であり、リスボン戦略の基本ツールであると主張することで、研究や、イノベーションや、高等教育の分野に介入する正当性を徐々に獲得していきました。この研究、イノベーションや高等教育というのは、新しい超国家機関である欧州工科大学院を形づくる際に委員会がまとめた3つの項目です。この欧州工科大学院というモデルは、ダイナミックで消費者に適応したものであり、イノベーションとか、起業精神を奨励し、市場指向性のある大学を生み出すこととなります。

したがって、欧州連合は原則として、欧州の高等教育システムに関して権力は持っていませんが、欧州全体のシステムを収れんさせるということで影響力を持っています。

ソフトローの影響もあります。OECDはソフトローとは言っていないですが、そのような方法で同じようなメカニズムが使われています。例えばPISAです。学力評価です。中等教育に関するPISAを行っていますので、各国がそれぞれの計画を遵守するという強いインセンティブになっています。OECDが述べたことにも従おうという強いインセンティブがPISAで与えられています。

興味深いことに、後でサイモンさんがもう少し説明してくださるかもしれませんが、OECDが高等教育のことを見えています。ソフトロー・メカニズムを使うことにより、このような国際的な機関が強い影響力を行使できます。しかし、あえて法律を採択したり、資金という権限は使っていま

せん。OECDが資金を配分するわけではありませんから。

では、ガバナンスの形態をEUとOECDで比較しますと、それぞれ同じようなガバナンスの形態が使われていることがわかります。いずれの地域におきましても、まず、オピニオンの形成、並びにコーディネーションを使うことが影響力を行使する際に最も強い方法のようです。従来から教育は国家にとって非常にセンシティブな分野であり、各国政府がそれぞれ責任を持つことが条約で定められていますので、EUは法的な手段を使うことができず、したがってコーディネーションのオープン手法、ソフトローが使われています。

場合によってはボローニャ・プロセスが使われていますので、ソフトローの法律がどれだけ効果があるのか、分析に値するかもしれません。つまり、幾つかの影響力があり、そのために欧州の改革が同じ方向に進んでいることが説明できます。OECDの役割、並びにEUの役割も大きな影響が背景にあることがわかります。

まとめますと、所見として、ほんとうの意味で欧州の高等教育の改革は収れんしつつあるということです。同じ方向に改革がされています。また、同じ形態の影響力があります。EU、OECD、グローバル化の影響は共通です。IEPのプログラム、これはインスティテューション・エボリューション・プログラム、機関進化プログラムで、欧州大学協会が進めています。このプログラムは監査をします。協会機関の監査をしています。

例えば評価の報告を見ていただくと、みな同じ方向に行っていることがわかります。教育機関、例えば南欧に対してのガバナンスモデルを提言しており、北欧と中央ヨーロッパに追いつくように

という文言が南欧の機関に対しても出ております。異なる機関による影響力が結局は同じ方向に及ぶように動いています。

市場の動きももちろん影響があります。公共政策にマーケットメカニズムが使われており、自治が高まることになっていますが、ガバナンスを強化することを求められています。より効果的、柔軟にすることが求められています。

ネオリベラルの逆説、パラドックスも機能しています。市場の規制は緩和すべきだと言っているにもかかわらず、国家の介入が増えているのが現状です。国家が教育機関に対してこう振る舞ってほしいという考えが浸透しています。新しいステークホルダーを活用することがどこの大学の理事会、評議会でも行われており、大学は社会に対する説明責任を果たすことができるようにという動きがあります。

新しいコントロールのメカニズムも存在しています。自治は高まったかもしれませんが、国家から新しいコントロールのメカニズムを導入しており、それが強力です。例えば、業績ベースでのファンディング、あるいは認証、アクレディテーションのメカニズム、外部の利害関係者を理事会に参加させなければならないということは、すべて新しいコントロールです。

そして今、経済危機、金融危機がありますが、私は予言はできませんが、どういう影響があるか。いずれにしても、財政的に苦しくなることは間違いないと思います。

2つ目は、国家の規制が強化されるのではないかと思います。それは向こう数年間見てみなければわかりません。ありがとうございました。